



東京電力パワーグリッド

ゼロカーボンシティ実現に関する連携協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社（以下「乙」という。）は、武蔵野市のゼロカーボンシティ実現（2050年温室効果ガス排出実質ゼロ）に向けて、脱炭素なまちづくり並びに持続可能な社会構築の推進に関し、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携し、環境・エネルギーの分野において、相互に協働し、共に考え、共に創る「共創」の推進を通じて、再生可能エネルギー等の利活用や脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、脱炭素社会・循環型社会の実現及び災害に強いまちづくりの実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1） エネルギーの地産地消や面的利用、エネルギーマネージメント推進に関すること
- （2） 再生可能エネルギー等の効率的な利活用と維持管理及び導入拡大に関すること
- （3） 脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関すること
- （4） 災害レジリエンスに強いまちづくりに関すること
- （5） 高効率機器・ZEBの導入など省エネ推進に向けた取組に関すること
- （6） 脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促す取組に関すること
- （7） 武蔵野クリーンセンターのエネルギーの有効活用に関すること
- （8） 環境啓発施設エコreゾートを拠点とした環境啓発に関すること
- （9） 上記を始めとした「ゼロカーボンシティ」の実現に寄与する取組に関すること

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の合意の上、決定するものとする。

3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行う。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり知り得た事項（個人情報以外の事項であって公知であるものを除く。）については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。ただし、事前に書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(法令の遵守)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するにあたって、関連する法令を遵守するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和7年3月31日迄とする。ただし、有効期間が満了する日の3か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、1年間延長されるものとし、以後もこの例によるものとする。

(協定の変更及び解除)

第7条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、双方協議の上、合意により本協定の変更又は解除ができる。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲乙が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年4月19日

甲：武蔵野市
武蔵野市長

乙：東京電力パワーグリッド株式会社
武蔵野支社長

小美濃 安弘

矢田 照博